

女性用トイレにおける行列問題の改善に向けた関係府省連絡会議幹事会の
構成員の官職の指定について

令和 7 年 8 月 7 日
女性用トイレにおける行列問題の改善
に向けた関係府省連絡会議議長決定

女性用トイレにおける行列問題の改善に向けた関係府省連絡会議の開催について
(令和 7 年 7 月 9 日関係府省申合せ) 第 3 項の規定に基づき、女性用トイレにおける
行列問題の改善に向けた関係府省連絡会議幹事会の構成員の官職を次のとおり指定
する。ただし、幹事会の議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求める
ことができる。

議 長 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
副議長 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）兼内閣府男女共同参画局
総務課長
国土交通省総合政策局共生社会政策課長
構成員 内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付）
総務省自治行政局地域力創造グループ地域政策課長
文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課長
厚生労働省健康・生活衛生局生活衛生課長
経済産業省商務情報政策局商務・サービスグループ流通政策課長